

各務原市相談支援事業実施要綱

(平成18年9月29日決裁)

目次

第1章 総則（第1条・第1条の2）

第2章 障害者相談支援事業（第2条―第7条）

第3章 基幹相談支援センター事業（第8条―第12条）

第4章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、各務原市地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第71号）第2条第1項第3号に規定する相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（相談支援事業の種類）

第1条の2 市長は、相談支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- （1）障害者相談支援事業
- （2）基幹相談支援センター事業

第2章 障害者相談支援事業

（目的）

第2条 障害者相談支援事業は、市内に住所を有する障害者、障害児及びその介護を行う者（以下「障害者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援並びに虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等の援助（以下「支援サービス」という。）を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（実施方法）

第3条 市長は、障害者相談支援事業を適切な事業運営を行うことができると認められる指定一般相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。）又は指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下これ

らを「障害者相談支援事業者」という。)に委託するものとする。

(業務内容)

第4条 障害者相談支援事業は、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助に関する業務
- (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務
- (4) ピアカウンセリングに関する業務
- (5) 権利擁護のために必要な援助に関する業務
- (6) 専門機関の紹介に関する業務

(職員配置)

第5条 市から委託を受けた障害者相談支援事業者は、障害者相談支援事業の実施に当たり、常勤の相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を配置しなければならない。

(遵守事項)

第6条 障害者相談支援事業者は、障害者相談支援事業を利用する障害者等（以下「利用者」という。）に対して適切な支援サービスを提供することができるよう、事業所ごとに職員の勤務体制、職務環境、訪問手段等を定めておかななければならない。

- 2 障害者相談支援事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 障害者相談支援事業者は、支援サービス提供時に事故が発生した場合は、市へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 障害者相談支援事業者は、利用者への支援サービス提供に関する記録を整備し、支援サービスを提供した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 5 障害者相談支援事業者及び職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者に関する秘密を漏らしてはならない。

(費用負担)

第7条 障害者相談支援事業の利用に係る費用は、無料とする。

第3章 基幹相談支援センター事業

(目的)

第8条 基幹相談支援センター事業（以下「センター事業」という。）は、法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）を設置し、同項に規定する業務を行うことを目的とする。

(実施方法)

第9条 市長は、センター事業を適切な事業運営を行うことができると認められる障害者相談支援事業者に委託するものとする。

2 前項の規定により委託を受けた者（以下「センター事業者」という）は、各務原市基幹相談支援センター設置届出書（別記様式）により市長に届出をしなければならない。

(業務内容)

第10条 センター事業は、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 総合的及び専門的な相談支援に関する業務
- (2) 障害者相談支援事業者に対する専門的な指導及び助言に関する業務
- (3) 障害者相談支援事業者の人材育成の支援に関する業務
- (4) 地域の相談機関との連携強化の取組に関する業務
- (5) 障害者支援施設（法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）、精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発に関する業務
- (6) 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートに関する業務
- (7) 各務原市障がい者地域支援協議会設置要綱（平成21年1月30日決裁）第1条に規定する各務原市障がい者地域支援協議会の運営に関する業務
- (8) 成年後見制度に係る普及啓発に関する業務
- (9) 障害者等に対する虐待を防止するための取組に関する業務

(職員配置)

第11条 センター事業者は、センター事業の実施に当たり、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士その他の地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員を配置しなければならない。

(遵守事項)

第12条 センター事業者がセンター事業の実施に当たり遵守すべき事項については、第6条の規定を準用する。

第4章 雑則

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行の日前においても、改正後の各務原市相談支援事業実施要綱の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

別記様式（第9条関係）

各務原市基幹相談支援センター設置届出書

年 月 日

（宛先）各務原市長

届出者 所在地
名称
代表者氏名 印

基幹相談支援センターを設置するので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第4項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

フリガナ					
名称					
フリガナ					
所在地					
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
連絡先	電話番号		FAX番号		
法人の種類				法人所轄庁	
代表者	フリガナ		生年月日		職名
	氏名		月日		
住所	(郵便番号 -)				
設置（予定）年月日					
営業日及び営業時間					
担当する区域					

関係書類

- (1) 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
- (2) 基幹相談支援センターの平面図
- (3) 職員の職種及び員数
- (4) 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (5) 収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務運営を確保するための措置内容